

福知山市ナンバーの登録・廃車・名義変更について



- 1 原付バイクや農耕車の購入・廃車・名義変更の場合は、すみやかに、市役所税務課か各支所の窓口相談係へ、下記の必要なものをご持参のうえ申告をお願いします。(市税条例第49条)
- 2 福知山市ナンバーの軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、所有している人に課税されます。
- 3 軽自動車税(種別割)は、年度途中で廃車されても払い戻しはありません。(月割計算は有りません。)
- 4 登録の日付は、所有した日に遡って届出が必要です。4月2日以降に届出されても、購入日や譲受日で財産として所有した日から課税対象となりますので、ご注意ください。

	事 項	申告に必要なもの
福知山市お持ちのナンバーを	<ul style="list-style-type: none"> スクラップ廃車 ※1 市外の人へ譲渡 市外への転出 	<ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書 標識(ナンバープレート) 届出者の本人確認書類 廃車証明書が必要な場合300円
	<ul style="list-style-type: none"> 市内にお住まいの人へ譲渡 	<ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書 届出者の本人確認書類 標識(ナンバープレート)新しい標識に変更します。
	<ul style="list-style-type: none"> 盗難にあわれた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書 届出者の本人確認書類 ※警察へ盗難届けが必要
	<ul style="list-style-type: none"> 標識の紛失や破損 	<ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書 標識弁償金300円 届出者の本人確認書類 破損した標識
福知山市でないナンバーを	<ul style="list-style-type: none"> 市外から転入(ナンバープレート付) 	<ul style="list-style-type: none"> 他市の標識交付証明書 届出者の本人確認書類 標識(ナンバープレート)新しい標識に変更します。
	<ul style="list-style-type: none"> 市外の人から譲受け 	<ul style="list-style-type: none"> 他市の廃車証明書 届出者の本人確認書類
	<ul style="list-style-type: none"> 市内の人から譲受け(ナンバープレート付) 	<ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書 届出者の本人確認書類 標識(ナンバープレート)新しい標識に変更します。 譲渡証明書
	<ul style="list-style-type: none"> 市内の人から譲受け(ナンバープレート無し) 	<ul style="list-style-type: none"> 廃車申告受付書 届出者の本人確認書類 譲渡証明書
	<ul style="list-style-type: none"> 業者から購入 	<ul style="list-style-type: none"> 販売証明書 届出者の本人確認書類

※1 次の場合は、**廃車受付出来ません**ので、ご注意ください。
 (地方税法 第443条・第463条の16) (市税条例 第45条・第48条)

- 故障しているが、修理すれば乗れる場合。
- 今は使わないが持っている場合
(乗らないので倉庫に置いておく場合)
- 庭などに飾っておく場合

※2 譲渡証明書は、確認をとらせていただく場合があります。

※3 届出者が所有者と同一住所以外は**委任状**が必要。
(本人記入の申請書の場合は不要)

※4 ミニカーの登録には、別途 輪距と全体像のわかる写真が必要です。(別紙参照)

【お問い合わせ先】
 〒620-8501
 福知山市字内記13番地の1
 福知山市役所 税務課
 TEL:(0773)24-7024
 受付時間(平日) 8:30~17:15

